

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 沼南地域包括支援センター
虐待防止のための指針

1 目的

この指針は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会が、柏市から委託を受け運営する沼南地域包括支援センター（以下、「センター」という。）において、虐待を防止するための体制の整備と利用者の権利擁護をもって、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

2 基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳保持と人格尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見と早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為を行わないものとする。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 介護や世話の放棄及び放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言や著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることや高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することや高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3 虐待防止検討会議

(1) 設置

高齢者虐待等の発生未然・悪化・再発防止のための対策を検討するために、虐待防止検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。なお、検討会議は、令和3年度の基準省令改正等により義務化された虐待防止検討委員会にあたるものとして開催する。

(2) 構成メンバー

虐待の防止及び検討会議の責任者は、事務局長とし、虐待防止担当者は、所管課長及びセンター長とする。また、検討会議の構成メンバーは、事務局長、所管課長、センター長の他、センター及び法人職員から検討会議の趣旨や協議事項に照らして必要な者とする。なお、必要に応じて検討に必要な専門家や関係機関等の者に出席を依頼し、専門的な見地等からの助言を受ける。

(3) 開催

検討会議は、責任者が招集し、年1回以上開催する。ただし、関係者や取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、他の会議と一体的に行う場合がある。

(4) 協議事項

検討会議では、虐待の防止に関する次の事項を協議する。

- ア 虐待防止のための組織や体制整備に関すること
- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等把握時の市町村への敏速かつ適切な通報の方法に関すること
- オ 虐待等発生時の発生原因等の分析、再発防止及びその効果と評価に関すること

4 職員研修

(1) センター職員に対し、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及啓発し、本指針に基づく権利擁護及び虐待防止の徹底等を目的とした「虐待防止のための研修」を次のとおり実施する。

ア センター新規採用職員及び異動職員に対する研修
虐待等の防止に関する研修を、年度当初または、必要に応じ随時実施する。

イ センター職員に対する研修
虐待等の防止に関する研修を、年1回以上実施する。

(2) 上記研修を実施した際は、研修資料や実施概要、出席者等を記録し、紙または、電磁的記録等により保存する。

(3) センター職員は、本指針に定める研修会のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

5 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）発生時の基本対応

(1) 虐待等が発生した場合、速やかに虐待防止担当者への報告とセンター内での共有を図るとともに、市委託元担当課（以下、「市担当課」という。）への報告及び事実確認等の必要な初期対応を行い、その要因の除去に努める。

(2) 緊急性の高い事実が発生した場合には、市関係部局及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(3) 客観的な事実確認の結果、虐待者がセンター職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

6 センター内で発生した虐待等の相談、報告及び対応

(1) センター職員等による高齢者への虐待等を発見した場合は、速やかに虐待防止担当者若しくは、虐待防止責任者に報告し、続いて市担当課及び関係機関に報告する。なお、法人の苦情相談窓口等を通じて相談や報告があった場合は、法人の苦情対応の流れに基づき対応し、必要に応じて虐待防止担当者は、相談窓口担当者と連携を図る。

(2) 虐待防止担当者は、報告者の権利が不当に侵害されないように注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行うとともに、必要に応じて関係者からも事情を確認する。なお、虐待者が虐待防止担当者だった場合には、その上席者が事実確認等を代行する。

(3) 事実確認等の経過やその内容は、時系列に記録し、市担当課に適宜報告する。

(4) 事実確認等の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改

善を求め、就業規則等に基づき必要な措置を講ずる。

(5) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市担当課や相談窓口等の外部機関に相談する。

(6) 事実確認等を行った内容や虐待等の発生経緯等を踏まえ、検討会議において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、センター職員に周知するとともに、必要な取り組みを行う。

(7) 虐待発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認等の概要及び再発防止策を市担当課に報告する。

(8) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

7 成年後見制度の利用支援

利用者やご家族に対して、虐待等防止の観点も含め、必要に応じて成年後見制度等の説明や適切な相談窓口等の紹介等の利用支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決の方法

本指針6(1)のとおり対応する。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者等がいつでも閲覧することができるように、センター内に常設するとともに、法人ホームページにて公表する。

附則

本指針は、令和6年3月1日から施行する。